

午前9時30分開会

○民谷会長 それでは、第何回なんですかね、政務活動費交付額等審査会を始めます。

まあ、だんだん、何というんですか、政務活動費について、全国的に非常にこう、ニューコースになってきているような状況があって、さらに私どもも、ある意味で一生懸命やらなきゃいけないと、そういう必要性が増しているというふうな気がしておりますけども、今日もまたよろしくお願ひしたいと思います。

議題の次第については、お手元におありになるとおもいますけれども、最初が会派別の支出状況についてということで、平成27年度、本件について、各会派の主だった支出例を説明していただきながら、用意していただいた実際の各会派の支出書類を閲覧することといたします。

時間の都合で、これ全部を見るのも大変なことでするので、書類のそれぞれを自由にござらんをいただいて、どのような支出があり、どのような書類が添付されているのか等をご確認をいただきたいと思ひますので、それでは閲覧の準備をお願ひしたいと思ひます。

〔事務局職員、各会派の支出書類の閲覧準備〕

○民谷会長 じゃあ、しばらく時間をとりますので、ちょっとござらんいただきたいと思ひます。

〔各委員、各会派の支出書類を閲覧〕

○民谷会長 まだまだ、本当に、目を通されるのは大変だと思ひますけども、時間のこともございますので、恐縮ですけれども、支出内容とかについて、事務局からご説明をいただきたいと思ひます。

○大矢局長 そのまま見ていて構いませんので。

○依田次長 それでは、平成27年度会派別の支出状況について、事務局より、前回同様、各費目の支出例をご案内申し上げます。平成27年度の中で、実際の使途として代表的なものをご説明いたします。

まず、人件費でございます。こちらについては、政務活動補助の目的を持って、実際の支出としましては、資料収集、作成のための雇用ということでございます。こちらは、7会派でございますが、3会派は使っていない状況でございます。

次に、政務活動のために必要な外部折衝、これを目的とする会議費でございます。このうち、飲食費は、正当な理由があると認められる場合を除き、1人5,000円以内とするという制限を付してございます。この費目の具体的な支出例としましては、区内団体の懇親会など、区民から情報収集のための会費あるいは区民相談に係る茶菓代、飲食代として使われています。こちらも3会派は使っていない状況でございます。

次に、視察、研修会または報告会に係る費用でございます。視察・研修費でございますが、この費目の具体的な支出例としましては、議員の区政報告会に係る会場使用料あるいは会派、議員の視察に係る交通費、宿泊費、手土産代でございます。さらに、各種団体主催の研修会参加費、研修資料代、あるいは各種の団体の年会費に使われています。こちらは、1会派を除く会派が使っています。

次に、通信費でございますが、まず会派に関するものとして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、郵便、宅配便等に係る経費でございます。また、議員個人

に関するものとして、2回線以上を保有する固定電話のうち、議員活動専用を使用する旨を議長に届け出ている、1回線に係る費用及びインターネットに係る費用に充てることが可能となっております。ただし、携帯電話については、申し合わせで、7割上限に按分する規定がついてございます。また、ホームページについても按分規定を設けてございます。実際の支出としましては、各派控室の固定電話、ファクス料金、あるいは会派あるいは議員の携帯電話料、タブレット通信料、インターネットプロバイダ料金、また、活動報告書の発送料金及び区政相談連絡用の郵券費用として使われてございます。また、議員のホームページ保守管理料として支払われている例がございまして、こちらは全会派が支出してございます。

次に、タクシー料金、バス運賃、鉄道運賃等の移動に係る交通費でございます。実際の例としましては、資料運搬等に使うタクシー利用料金や、各種会議出席に係る鉄道利用料金がございまして、こちらにも全会派が支出してございます。

次に、政務活動報告書その他資料の印刷等に係る経費でございます。印刷費では、具体的には活動報告書のデザイン、印刷料金あるいは封筒印刷料金、区政報告会案内はがき作成料として支出してございます。こちらにも全会派が支出しているところでございます。

次に、文房具等の消耗する物品に係る消耗品費については、具体的には、パソコン関連消耗品、事務用品などに使われてございます。こちらにも全会派が支出してございます。

次に、事務機器等で、1件が10万円以上のものの備品費では、具体的には、パソコン等の購入等に使われてございます。こちらは27年に限っては1会派のみの使用となっております。

次に、新聞、書籍、資料、電磁的記録媒体等の購入に係る経費の図書・資料費については、具体的には各種団体の発行する新聞購読料や書籍を購入しています。こちらは1会派を除く会派が使用している状況でございます。

次に、レンタル又はリース契約により物品を一定期間賃借するための経費でございます。レンタル・リース料では、具体的には複合機、印刷複合機のリース料金として使われてございます。こちらは2会派が使用している状況です。

次に、会派が個々別々、具体的な問題解決に向け調査し、または研究するための費用でございます。認められている費用の中で、用途内容に基づいて支出するという条件がついてございますが、課題別の費用については、事例としましては、各種の区政課題の調査のための経費でございます。こちらは1会派が使用してございます。

最後に、その他の経費で、政務活動費に必要な経費である、他の事項に属さない経費。こちらは具体的には、活動報告書の新聞折込経費やパソコン等の機器の廃棄料として使われてございます。こちらは五つの会派が使用してございます。

主な支出の例としましては、以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。今、事務局のほうからご説明ありましたけれども、それについてご質問等あったらお願いをしたいと思います。

どうぞ。

○竹内委員 よろしいでしょうか。若干ですけれども、一般的な質問なんですけれども、領収書を例えばなくしたり、くれなかったりした場合はどうしているのか確認したいと思います。

○依田次長 はい。過去5年間、例としてございませんが、領収書を紛失した場合や領収書を徴しがたい場合は、経理責任者の証明をもって領収書にかえる処理をしてございます。

○竹内委員 その経理責任者というのは、会派の経理責任ということですね。

○依田次長 はい、そのとおりでございます。

○竹内委員 そうですね。

もう一つ、すみません。領収書の宛名が記載されていない場合の取り扱いについてはいかがなものでしょう。

○依田次長 訴訟判決では、宛名がないことで直ちに用途基準範囲外とはされてございませんが、区議会の申し合わせ事項では、会派や議員名と違うものは不可としているため、宛名は記載していただく内容としてございます。

○竹内委員 そうすると、宛名がはっきりとうたっていないと、これは認められないというような。

○依田次長 はい。申し合わせのほうでは、そういうふうに……

○竹内委員 そういうふうに。

○依田次長 ええ、なっております。

○竹内委員 すみません、もう一つ。通信費の中で、按分が必要な経費とありましたが、必要なのは通信費だけなんですか。

○依田次長 千代田区では、通信費のうち、携帯電話やホームページ作成のみ按分を申し合わせ事項として規定してございます。他の自治体の事例から考えますと、人件費、通信費、備品費、レンタル・リース費等全般で按分を要すると思われれます。

○竹内委員 ああ、そうですか。今、携帯電話のお話がちょっとありましたけども、携帯電話では、70%の上限ということが認められていますけども、これは自己申告ということによろしいんですね。

○依田次長 はい、そうですね。70%というのが上限で、各会派によっては、50%で申告してくる場合もございます。

○竹内委員 ああ、そうですか。

○民谷会長 それは会派内で、自分たちのルールを決めているという。

○依田次長 そうですね、内規として。

○民谷会長 ああ。

○竹内委員 じゃあ、会派によって、おのあのパーセント値が違うと。

○依田次長 そうですね。上限として70%を申し合わせて、会派によって50%と……

○竹内委員 例えば1万円の請求書があると。そのうち70%というと、7,000円ですね。

○依田次長 ええ、7,000円。

○竹内委員 それまでは認めると。

○依田次長 はい。で、とある会派によっては、5,000円で申告してくると。

○竹内委員 そして、もう一つ、すみません。年度をまたがる場合の支払いについての扱いは、いかがなものでしょう。

○依田次長 公共料金は、3月使用分が翌月の4月請求となってくる場合。こういったケースがございます。

○竹内委員 はい、わかりました。

○民谷会長 これは、あれですか、実際に使用した年度に属するということですか。（発言する者あり）

○依田次長 はい。

○竹内委員 すみません、もう一つ。万が一、支払い月に計上漏れがあった場合は、どのように処理をしていくんでしょう。

○依田次長 年度内の場合は、計上漏れが判明した月に計上してございます。ただし、記帳日と支出日を明確にする必要がありますので、前年の分の支出ができないことになってございますので、年度を超えた場合は、会計処理、報告書のほうには記載ができないような状況になります。

○竹内委員 年度内に、そのはっきりした支出日なんていうのが出ないと、だめだという。

○依田次長 そうですね、はい、そういう扱いになっています。

○竹内委員 わかりました。以上でございます。

○民谷会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○上村委員 よろしいでしょうか。すみません、この人件費のところなんですけれども、ほかの自治体でも日常的な雇用というのは認められていないものなんですか。

○依田次長 はい。千代田区議会の規定では、日常的な事務員の雇用が禁止されてございます。他の自治体では、認められているケースが多くございます。

○上村委員 それから、会議費のところなんですけれども、視察、研修会、報告会など、いろいろな使途に使われているようなんですが、何でも大丈夫なんですか。かなり……

○依田次長 ご指摘のように、それぞれ明確な定義がされていない状況でございまして、会議費、視察・研修費、どちらの支出にするのか、今のところ統一がなされていませんので、会派によって、会議費だったり視察・研修費だったりという計上の仕方がされています。

○上村委員 ご自分たちでというか。

○依田次長 はい、そうですね。

○上村委員 ああ、そうなんですか。

あと、その会議費なんですけれども、飲食の場合は1人5,000円を超えた場合はどのようにされているんですか。

○依田次長 千代田区の申し合わせでは、その理由を記載することとしてございますが、なかなか記載は難しく、訴訟判決でも、1人5,000円を超えた部分は使途範囲外という取り扱いになっていますので、まあ5,000円という形で皆さん計上しているのが現状でございます。

○上村委員 わかりました。

あと、すみません、先ほどちょっと見たら、通信費の中で、まとまった数の切手を買っているところがあったんですけども、その使い道はどのようなものなんですか。

○依田次長 使い道については、政務活動報告書類の郵送料というふうに計上されているのが主でございます。

○上村委員 で、まとまったときに、郵便局に行って、料金別納とか、そういうのはしな

くって、切手を買われてという。

○依田次長 そうですね。そういう会派もいらっしゃいます。まとまった数ですと、やっぱり料金別納がよろしいんじゃないかなというふうには考えているところなんです。

○上村委員 ああ、そうですか。

○依田次長 はい。

○上村委員 あと、すみません。交通費のところなんですけれども、JRや地下鉄に乗る場合、この申し合わせの使用日や乗降の履歴が残らないので、そのような場合はその管理というか、そういうのは大変ではないんですか。

○依田次長 そうですね。ご指摘のとおり、パスモなどの利用の方はその使用履歴というのが残るということで、報告書のほうにもついている会派があると思いますが、その都度、こう、JRや地下鉄を利用する場合、乗降の管理というのはなかなか大変ではないかなと。まあ、その都度つけていただければ大丈夫なんです、なかなか難しいのではないかなというふうに思われます。

○上村委員 そうですよ。

あと、すみません。この消耗品費、備品購入費とか図書・資料費で購入されたもので、耐久性のある機器や高価な書籍類は、個人のものになってしまうんですか。

○依田次長 はい。10万円以上の備品については、台帳記載で管理してございます。政務活動とその他の使用による按分の取り扱いルールは、ちょっと今のところございませんので、ちょっと課題というところでございます。

○上村委員 ああ、そうなんです。はい、わかりました。

あと、もう一つ最後に、課題別経費というところで、この申し合わせでは取り組んだ期間を記入するということになっているんですけども、何を調査したり、研究したりという、その結果、成果、それを示せという必要がないんですか。

○依田次長 現在のところは、申し合わせ事項とはなっていません。はい。

○上村委員 そうですか。

○依田次長 ただし、その成果は、議員がする委員会での質問等に生かされると思われま

す。

○上村委員 わかりました。ありがとうございます。

○民谷会長 今の備品費のところは、この用途基準注意事項、申し合わせ事項等では、まず、備品台帳を備えなさいと。それで、会派解散時は議長に返還することというふうになるわけですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 そうすると、かつ備品の償却年数は4年ということですから、5年を超えると、もう備品台帳から落ちちゃうということですか。

○依田次長 減価償却してという形で……

○民谷会長 ああ、そういうことか。

○依田次長 まあ、皆さんの任期ですね。任期4年ということですので、そういうものに合わせているような状況です。

○民谷会長 ああ、それに合わせて。

ほかに何かご質問。

○竹内委員 よろしいですか。政務活動費の中で、今いろんなところでもって、白紙の領収書の話が出回っておりますけれども、ある県で、この備品の品物、パソコンかなんかだと思っておりますけども、その白紙の領収書でパソコンを買ったという話が——実際には買ってないんですよ。買ったというその領収書を出してもらっているという、そういうことがありますけども、この千代田区の場合はどうなんでしょうね。

○依田次長 こういう、今お手元の書類の中に、領収書がついていると思うんですが、一応形式的に事務局のほうで審査、議長のもと、形式的に審査、調査しますけれども、なかなか実態がどうなっているのかというところまで踏み込んだ調査というのは、していない状況です。形式的にそろってれば、支出として認めるという形でございますので。

○竹内委員 その会派のほうの会計責任者が事務局のほうに、こういう金額が出ていますよということを報告するということなんですね。

○依田次長 そうですね、報告いただいていますので。はい。で、領収書を添付の上という形になります。

○竹内委員 過去には、そういう例は、千代田区の場合はないということ。

○依田次長 そうですね、今のところ……

○竹内委員 今のところはね。

○民谷会長 ほかに何かございますか。

この人件費のところの、用途禁止事項の「家族又は日常的な事務員の雇用」と書いてありますよね。家族は、まあよくわかるんですけども、「日常的な事務員の雇用」というのはどういう意味なんですかね。

○依田次長 はい。まあ、判決の中での例示なんですけども、12カ月には満たなかったんですけども、連続雇用、11カ月強なんですけれども。で、一定の金額で、一定の方がというところが日常の雇用というふうに判断されています。

○民谷会長 そういふのは、もちろんだめだと。

○依田次長 はい。（発言する者あり）

○大矢局長 あくまでも判決は、千代田区が申し合わせた中身に合わせて判決になっていますから、結局うちのこの日常的な事務の雇用が普通に、いいんだよということになれば、当然判決も、そこは違っていたんですけど。

○民谷会長 うん、そうですね。まあ、それはそうなんですよ。そうすると、ある方が日常的に事務員を実際、雇用していらして、ある時期にこの政務活動費的な事項についてやってもらったということは、実態としてはそれを、難しいということなんですね。この規定がある限りはね。

○依田次長 そうですね。はい。

○民谷会長 そうすると、もし、今の用途基準なりの中では、そのために特別にある方を雇ったということになきゃいけないということなんですか。

○依田次長 そうですね。

○民谷会長 そういふことですね。

○大矢局長 こは、会派別のヒアリングでも出てくると思うんですけども、もうちょっと何とかしてほしいという話は多分出てくると思います。

○廣瀬副会長 気軽に使われている例だと、何かこう、単発でまとまった作業量があるよ

うなときに、短期間アルバイトみたいな形で手伝っていただいて、日当的な感じの、時給的な感じの、こうお支払いをされると。そこにもう限定されるということですか。

○依田次長 そのとおりでございます。はい。（発言する者あり）

○廣瀬副会長 そういう人って、単発で仕事だから、どうぞとって、来る人というのは難しく、やはりある一定期間、こうまとめて、ずっと継続的に雇用を確保しないと、それこそ本当に、その辺のアルバイトの人をぼんと置くみたいな形になっちゃうから、結構単発でぼんととるとするのは難しいと思うんですね。

○本多委員 多分、これ、ですから、長期的に、継続的に雇っているということになると、本当に政務活動費に当たっているかどうか分かりづらいということなんですかね。

○民谷会長 うん。でしょうね。

○本多委員 スポットのなら、こういう業務が出たんだから、政務活動にふさわしい。それに充てるということだから明確だけれどもという、そういう発想なのかなと思うんですが。ただ、まあ、ほかの自治体では、やっているところも、かなりというか、ほとんどかなという感じがするんですけども、きちんと位置づけをすれば。ただ、按分だとかそういう話はどうしても出てきたりとかというのが実態だと思いますけどね。

○民谷会長 多分この申し合わせの趣旨はそういう、今言われたような趣旨だろうと思うんです。

○本多委員 ええ。会派にちょっと聞いてみようと思いますけども。

○民谷会長 ええ。ただ、逆に、じゃあ、仮に常時ある程度雇用している人がいて、その方にある期間、政務活動費に関する事務をやっていただくということがこれでは、なかなか難しいということになるわけですよ。

○依田次長 そう。そのとおりですね。はい。

○民谷会長 だから、その問題がクリアできないということですよ。

○本多委員 そうですよ。まあ、会長よくご存じのように、東京都なんかでは、政調会があるから政調会の職員費を充てているはずですよ、政務活動費に。恒常的雇用ですよ。

○民谷会長 うん。私の承知している限りでは、東京都の場合は、政務調査事務局というんですかね、もう、そういう事務局体制がありますので、そこでもう本当に複数のメンバーを雇用していらっしゃるんで、その費用にかなりの部分を充てているということは確かだと思いますよ。

この辺はあれですね、ほかの自治体の状況については、廣瀬副会長からもいろいろご意見もありましたんで、少しまた、確認をしながら、ちょっと議論していく必要があると思いますね。

○本多委員 あと、一つ、先ほどの郵便切手の話があったと思うんですけども、通信費で使っているということ。

○依田次長 はい。

○本多委員 これは、切手を購入した段階で、それをオーケーにしていますかね。それとも、実際にきちんと貼って、出したというところで充てていますかね。

○民谷会長 どうぞ。

○依田次長 郵券については、領収書で確認ということですので、購入の段階で、一応才

ーケーという形になります。

○本多委員 ただ、まあ、実際、じゃあ、購入の段階、まあ、これはうがった見方もあるかもしれませんが、購入段階でオーケーであれば、その後どう使おうが、あるいは極端な話で言えば、チケット屋で換金しようがわからないというところがあるわけですね。だから、やっぱり裏づけとして、ちゃんとそれを貼って出したんだというところが必要じゃないかなと思うんですけどね。

○依田次長 そうですね。先程上村委員からも質問があったとおり、料金別納のような制度もあるので、そういったものを利活用……

○本多委員 それなら、問題ないですよ。実際、出しているんですからね。

○依田次長 ええ。その辺が一つ、換金性のあるようなものについては、ちょっと課題かなというところは、感じております。

○大矢局長 前回のときもたしか廣瀬教授から指摘されたと思うんですけど、引き続き

○民谷会長 まあ、それはだから、郵券でもね、我々が合理的な範囲で、ああこれぐらいの購入ならそれはあり得るということを超えたような購入があれば、相当多額にまとまってということになれば、これは今、本多委員がおっしゃったようなご意見もあるわけですよ。ですから、全くそれ以外で方策がなければ、それはやむを得ないかもしれませんが、料金別納みたいな制度があるわけですからね。

○大矢局長 使い方によって、大量なときには別納もいいんですけど、まあ、たまにばらばらと使うような場合として、だからそういうのも……

○本多委員 多分そうですね。

○大矢局長 使い方としては実際あるんで、そこは両方、多様なやり方があるのかなという気がします。

○廣瀬副会長 我々研究費の管理が、だんだんこう厳しくなっておりますけれども、やはり数通の郵便を出すという場合も、研究との関連性、どういう用途で使ったかということは一応説明しなければいけないんですね。実際にどの切手が、どの封筒に貼られて、どこへ郵送されたかというところまでは、もう証明のしようがないわけですが、その活動の中で、必然性のある通信であったということが説明できると、一定の合理的なルールは要るんだろうかなと思います。

○依田次長 そうですね。行政のほうも、郵券については、受け払い、払い出しみたいな形でちゃんと記帳するようになりますので、そういったのも一つ……

○民谷会長 そうですね。

○大矢局長 昔、役所なんかでも大量に郵券を買って、それを盗まれちゃったりなんかして、問題になったりとかしたこともあるんですよ。

○廣瀬副会長 実際は、そのオフィスに一定程度、定型的な金額のものについてはストックをしておいて、そこから使用するというような業務の実態もあり得ることなので……

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 余りにも縛り過ぎると物すごく手間がかかることになる。だけれども、特に、やっぱり別納が可能な、まとまった……

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 同じ料金のもを出すときというのは、やはり、そこはきちりとすべき



だろうなと思いますね。

○民谷会長 まあ、今いただいたようなご意見をちょっといろいろ反映させていきたいと思えますけれども、ほかに何かございますか。

これ、どちらにしろ、あれですね。これはまた、私どももちょっと見せていただいて、中身も研究していただかないといけないかもしれませんね。

○本多委員 そうですね。ざっと見たところでも、多少、うん、タクシーがあるとかですな……

○民谷会長 ええ。はい、はい。

○本多委員 確かに、日程遅延というふうには書かれているんですけど、僕らでも、裁判所に行くのに、大体、僕の事務所は、35分ぐらい前に出ているんですが、直前に電話がかかってきて、事務員が誰々という、まああんまり用のない人だと、じゃあいいやと言うんですけど、ちょっと、とりたいという人は、僕が、今すぐ話さなきゃいかんと思えば、やっぱりとっちゃうわけですよ。そうすると、もう、10分、15分かっちゃうから、そうしたら僕はタクシーで行っちゃうわけですよ。

あるいは、前の会議、打ち合わせが延びてしまっていて、切ろうと思うんだけど、やっぱりちょっと、もうちょっと話したいなというのがあって、時間が35分じゃなくて、あと20分しかないとなれば、僕はこれ、タクシーで行っちゃっているわけですけど、そういう事情があればそうなんだと思うんですが、ただ、それを説明するというのは、なかなか難しいですよ。

○民谷会長 そうですよ。

○本多委員 じゃあ、あなた、しょっちゅうそんなにそういう状況になるのか、とかですね。

○民谷会長 うん。

○本多委員 でも、確かに、本当に、いつもそうなるかもしれないんですね。できるだけ、その前の業務を処理しようと思えば、そうなるでしょうし。だけど、本当にそうでないのにもかかわらず、余裕があるのにタクシーで行っているということになれば、これは問題になるでしょうね。だから、まあ、こういうものというのは、ちょっと難しいかなと。

○民谷会長 まあ、これはなかなか、本当に、個別にどこまでそういうことを、何というんですか、管理というか、そういう観点から見られるかというのも本当になかなか難しいところですね。

○本多委員 そうですね。それはもう、最終的にご本人の判断だと思いますよね。

○民谷会長 まあ、なかなか難しいところもいろいろありますけども。

どうでしょうか。ほかに、ご意見、ご質問ございますか。

これ、先ほど事務局がおっしゃっていた人件費についての、日常的な事務員の雇用というのを認めているところが多いという理解でいいんですか。大半だということなんですか。

○依田次長 すみません。ちょっと、その数について、パーセンテージまでは調査していないんですが……

○民谷会長 少しその、何というんですかね、その、こういう考え方でやっているというふうな例を、ちょっととっていただいたほうがいいかなと。

○依田次長 あ、そうですね。はい。次回……

○民谷会長 じゃあ、23区の中で、一体、どこなんですかとか、そういうこともあるでしょうし。

○依田次長 そうですね。はい。

○民谷会長 それをお調べいただいて、いいですかね。

○廣瀬副会長 そうですね。ただ、恐らく一般市の市議会ぐらいになりますと、そもそも月に議員一人当たり、まあ多くて5万円程度。それよりもっと少ないところも多いということになりますと、そもそも人件費に充てられる額の、特に、按分にしても日常的な雇用に充てられる額の政務活動費が支給されていませんので、そこではもう、最初からそれは想定外になっていると思います。

○民谷会長 まあ、そうでしょうね。

○廣瀬副会長 他方で、都道府県議会等の金額になりますと、印象論ですけども、かなり多くが認めていらっしゃると思いますが……

○民谷会長 そうですね。そういう一定額以上の政務活動費を支給している中でどういう扱いになっているかというふうに見られたほうがいいのかと思います。

○民谷会長 そういう意味では、比較対照としては、例えば23区とか……

○依田次長 ええ。23区……

○民谷会長 政令指定市とか……

○廣瀬副会長 まあ、そうでしょうね。

○民谷会長 ええ。確かに、最初から、もうそういうことに充てることは考えられていないということもあるんでしょうね。

○廣瀬副会長 ええ。

○民谷会長 それは、じゃあお調べいただくということで、よろしいですか。

○依田次長 はい。調べて、ご用意いたします。

○民谷会長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それでは、どちらにせよ、またこの個別の資料は、何かの機会にそれぞれでご覧いただいたりとかいう形で、ちょっと見ていただかないと、まだ、個別に議論するのも難しいところがあるでしょう。それから、こういう審査会の、前後の時間も使っていただいてもちろん結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日、実はその議題の中に、各派の意見聴取についてということで予定がされております。それで、これについては、今後一定の時期に、会派の全体の皆さんとの意見聴取の場を、公開でやるということを考えておりますけれども、今回はそれに先立って、個別の会派から忌憚のないご意見をお聞きすることにしたいと。そのために、会派の中で、個人情報に触れる事柄とかいうようなことが出てまいりますので、議会政務活動費交付額審査等に関する規定の第6条第3項ただし書きによって非公開で、この後、各会派の意見聴取をさせていただきたいというふうに思いますので、ほかにご意見がなければ、今日の政務活動費交付額等審査会は、これで閉じたいと思いますけれども、よろしいですか。ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、そのようにさせていただきます。

それから、次の審査会日程でございますけれども、一応、事務局としてはあれですかね、12月……

○依田次長 12月中旬ころを、はい。

○民谷会長 じゃあ、改めて、また、委員の皆様には調整をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ほかに何かございますか。事務局のほうはよろしいですか。

○依田次長 はい。

○民谷会長 はい。

じゃあ、以上で本日予定の議題は終了しました。ありがとうございました。

○依田次長 はい。ありがとうございました。

○民谷会長 じゃあ、引き続き、場所を……

○大矢局長 先ほどの場所へ移動してください。

○民谷会長 よろしくお願ひします。

午前10時18分閉会